

平成18年(行コ)第119号 住基ネット受信義務確認等請求控訴事件

直送済

控訴人 杉 並 区

被控訴人 東 京 都 外1名

証 拠 説 明 書 (1)

平成18年7月3日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 吉 川 基 道

同 藤 田 康 幸

同 市 川 和 明

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲47	新聞記事	写し	H18.5.3	朝日新聞社	社会保険庁が「横浜市民でも、本人確認情報を通知している人は手続を簡略化できる。非通知の人はこれまで通り書類を郵送してもらおうとして、通知希望者についても年金事務について住基ネットを利用できる事実 総務省が横浜市に対し「横浜方式を続ければ市民全員が対象外になる」と説明したが、社会保険庁は「そんな説明をしていない」と否定しており、事実と異なる説明をしたとの疑いをもたれている事実

甲48 の1	賃貸借契約書	写し	H16.4.1	控訴人 エヌイーシリーズ(株)	控訴人が、住基ネット関連機器等の賃貸借契約を継続し、同契約により、エヌイーシリーズ株式会社に対し、平成16年4月から平成17年3月までの間、毎月84万2940円(消費税込み)の、平成17年4月から現在に至るまで毎月8万4294円(消費税込み)の支払を継続している事実
の2	賃貸借契約書	写し	H17.4.1	控訴人 エヌイーシリーズ(株)	
の3	賃貸借契約書	写し	H18.4.1	控訴人 エヌイーシリーズ(株)	
甲49 甲50 の1 ～の2 1 甲51 の1 ～の2 1	転入手続上の郵便費用 転入通知 受領 件数 平成16年7月分 ～平成18年3月分 回議用紙 回議用紙	写し 写し 写し 写し	H18.5 H18.5 H18.5 H18.5	控訴人 控訴人 控訴人 控訴人	平成16年7月から平成18年3月までの期間における転入通知郵送費用及び受取人払郵便費用は、合計で617万3280円となっている事実
甲52	パスポート申請 用等住民票交付 件数	写し	H18.5	控訴人	
甲53 の1 の2	回議用紙 回議用紙	写し 写し	H18.5 H18.5	控訴人 控訴人	控訴人が被控訴人らの違法行為により、平成16年度及び平成17年度において、3月分のアルバイト報酬相当額である26万5600円の損害を被った事実

甲54	被控訴人らの違法行為による損害について	写し	H18.5	控訴人	控訴人が被控訴人らの違法行為により、総額で1億106万9421円の損害を被った事実
甲55	鑑定意見書	原本	H18.6.19	兼子仁	<p>本件訴えの第1請求は、「法律上の争訟」であり、行政事件訴訟法4条後段にいう「当事者訴訟」に該当すると解すべきこと。</p> <p>住基法30条の5第1・2項は、同法36条の2第1項や個人情報保護法制との体系的解釈の結果、自治体主張の自治行政裁量権及び住民個々人の選択的意思を容認する趣旨の条項であると解すべきこと</p>
甲56	鑑定意見書	原本	H18.6.30	阿部泰隆	<p>区と都の間の本件の法律関係では、住民基本台帳法に基づく権限行使に関して具体的な法解釈紛争と利害が生じているのであって、国の行政権や一方当事者である都が上位団体として調整することによって解決されるべきものではなく、法治国家であり、地方自治を尊重する憲法の下では、それも司法権の対象範囲に含めるべきであること</p>